



福岡医発第 1788 号（総）
平成 27 年 10 月 1 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻一良
(公印省略)

マイナンバー通知カードの取扱いについて

標記マイナンバー制度が平成 28 年 1 月から開始されることに伴い、医療機関の長期入院者並びに介護保健施設等の長期入所者がマイナンバー通知カードを入院先、入所先で受け取るに当たっての居所情報の登録申請等については、福岡医発第 1392 号（総）（平成 27 年 8 月 20 日付）並びに福岡医発第 1532 号（総）（平成 27 年 9 月 2 日付）にてご通知申し上げたところです。

ご存知のとおり、マイナンバーは住民票を有する全ての国民に 1 人一つの番号を付して、社会保障、税、災害対策といった分野の行政手続きで活用されるもので、それに先立ち、10 月から住民票に記載されている住所に各市町村からマイナンバーの「通知カード」が世帯ごとに簡易書留で郵送されてまいります。

この「通知カード」は今後非常に重要となってまいりますので、破棄・紛失することなく厳重に保管していただくよう貴会会員にご周知の程ご高配方お願い申し上げます。

なお、研修会等講師謝礼や委員会日当等に対する源泉徴収に関しても、来年 1 月以降の報酬から適応されることになり、実際に個人番号（マイナンバー）を提示いただく際には利用目的を明示し、厳格な本人確認が必要となります。本会の会内委員等には、今後、個人番号と身元確認が一度にできる個人番号カードの取得についてもご検討いただきたく、あらためてご本人にご案内する予定にしております。

小郡三井医師会より

個人情報保護担当理事 権藤秀之
会長 廣瀬真恵